

大詰めを迎えた荒崎水害訴訟 多くの皆さんの裁判傍聴を

荒崎水害訴訟は2004年8月9日岐阜地裁に提訴し5年経過しました。この間22回の口頭弁論と進行協議の文書による意見交換を経て、6月5日の公判より原告、被告の証人尋問に入ります。全ての審理は結審10月23日で終わる予定です。今回弁護団長の笹田弁護士と原告団事務局長の中原さんにお話を聞きました。

荒崎水害訴訟の争点 岐阜県の二つの違法行為

Q. 荒崎水害訴訟の争点は？

笹田弁護士：岐阜県に2つの違法な行為があったと、その責任を問うています。

第1に、洗堰は越流堤であって下流や左岸の安全を守るために、洗堰から水を溢れさせ、荒崎の住民に甚大な被害を発生させるという社会的な特別の犠牲を強いるものです。これは、機能的瑕疵があると主張しています。

第2に、岐阜県は河川を管理するものとして、洗堰から水を溢れさせ住宅地に被害を発生させたことは、河川管理者として安全な管理を怠ったと責任を問うこととなります。

水害裁判の厳しい情勢 荒崎水害は破堤ではなく 洗堰から越流

Q. 水害裁判の判例は厳しいと聞きますが・・・

笹田弁護士：大東水害裁判で、最高裁が行政側の意見

を受け入れて、行政の責任を軽くする基準で、住民側にとって不利な判決を出しています。その内容は、河川というものは他の道路などの施設と違って、本来的に危険を有するものであって、その対策にあたっては、予算上の制限、技術上の制限などの制約を受けているために、道路の管理などの基準と異なってゆるやかな基準（過渡的安全性）に従わざるを得ない、というものです。このような考え方から長良川水害訴訟などで住民が敗訴することが続きました。

しかし荒崎水害訴訟は、今までの裁判と違います。荒崎水害では破堤したわけではなく、洗堰が当初の機能を発揮して、高上げ前においては2年に1回の越流、高上げ後には5年に1回の越流が発生し、繰り返し住宅地を浸水させたものです。このような水害は大東判決に照らしても許されるものではありません。過渡的安全性すらないことは明白です。

裁判で最も訴えたいことは
「住宅地に水が来ないようにしてほしい」中原事務局長

被告の岐阜県は洗堰を“ただの低い堤防”といているが、こんな屁理屈が通ってはあかんのです。自分達で水害を防止しようとしても、家を1メートルも高上げしなければならず、個人的な対応では無理ですよ。

私は「洗堰を閉める」とか「堤防の高さを同じにせよ」とはいいません。堤防の高さ1メートルの差があってもしかたがないと思っています。ただ、住宅地に水が来ないようにしてほしいだけです。県は長年水がついても何も手を打ってこなかった。原告の中には平成に入ってこの土地に家を建てた人が半分もいるんです。こんな地域は他にはないですよ。



原告団からのお願い

これから証人尋問が始まります。是非裁判の傍聴に来てください。

日時	開廷時間	証人尋問	予定時間
6月5日(木)	13時30分	北沢・杉山	各1時間
6月26日(木)	10時30分	中原事務局長	2時間
7月3日(木)	10時30分	佐藤原告団副団長	1時間
7月10日(木)	10時10分	清水被告代表(県側)	1時間

裁判は岐阜地方裁判所・301号法廷です。原告団送迎バスを用意しています。

問い合わせ先 78-6865